

大規模盛土造成地の状況調査に関するQ & A

1. 公表に関すること

Q1- (1) 大規模盛土造成地を公表した目的は何ですか。

A1- (1) 市民の皆様が大規模盛土造成地が身近に存在するものであることを知っていただき、防災意識を高めて、災害の未然防止や被害の軽減につなげることを目的として公表しました。

Q1- (2) 大規模盛土造成地を公表したということは、その場所が危険ということですか。

A1- (2) マップに示された箇所が地震時に必ずしも危険というわけではありません。マップは大規模盛土造成地のおおよその位置と規模を示したものであり、盛土の危険度を示すものではありません。

Q1- (3) 大規模盛土造成地をどのように調査したのですか。

A1- (3) 谷間や山の斜面において住宅や施設の建設を目的に盛土造成された土地を選定し、その土地が造成される以前の旧地形図と現在の新地形図を用いて新旧地形図を重ね合わせ、その標高差や旧地形図の斜面勾配を測定し、大規模盛土造成地を抽出しています。旧地形図の測量精度や重ね合わせに伴う誤差もあることから、おおよその位置と規模を示したものであることをご了承ください。

Q1- (4) 公表された調査図では、自分の敷地が入っているかよく判らないのですが、詳細な図面はありませんか。

A1- (4) 都市計画課（市役所本館4階）の窓口までお越しいただければ、ホームページに掲載の図面のA1サイズに拡大した図面を閲覧することができます。

Q1- (5) 自分の敷地の盛土高さ（深さ）が判る図面やデータはありますか。

A1- (5) 昭和37年（1962年）8月1日以降の造成で、宅地造成等規制法又は都市計画法の許可を受けていれば、許可の図面で調べることができる場合があります。なお、昭和37年（1962年）8月1日以前の造成又は昭和37年（1962年）8月1日以降に許可を受けていない造成については、許可手続きのない造成のため、図面やデータはありません。

Q1- (6) 他市町村も「大規模盛土造成地マップ」を公表しているのですか。

A1- (6) 国土交通省では、令和元年度（2019年度）内に公表率100%を目指しています。公表状況については、国土交通省ホームページ「大規模盛土造成地マップの公表状況等について」でご確認いただけます。

2. 宅地耐震化推進事業等に関すること

Q2- (1) 国が創設した「宅地耐震化推進事業」の目的は何ですか。

A2- (1) この事業は宅地の耐震性を向上させ、大地震による大規模盛土造成地の被害を軽減することを目的とした事業です。事業の内容は、大規模盛土造成地の状況を把握する調査、大規模盛土造成地マップの作成、地盤調査、対策工事を実施することです。

Q2- (2) 地震に対する盛土造成地の安全性を確保するため、今後どのようなことを行っていくのでしょうか。

A2- (2) 造成年代が古い盛土は地震に対して脆弱な可能性が高いため、今回公表しました大規模盛土造成地マップを用いて、令和2年度（2020年度）に盛土が造成された年代の調査（造成年代調査）を行います。その後、盛土造成地ごとの安全性を確認するための地盤調査や安定性解析の必要性について検討します。

3. 今後の建築及び造成計画に関すること

Q3- (1) 大規模盛土造成地に該当した場合、建物を建築する際や開発を行う際などに、何か特別な手続きや申請が必要になったり、特別な条件が付いたりしますか。

A3- (1) 大規模盛土造成地に該当しても、特別な手続きが必要になったり、特別な条件が付いたりすることはありません。